

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年11月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和6年3月14日 10時40分ごろ
発生場所	和歌山 <sup>しらはま しそ</sup> 白浜町四双島北西方沖 四双島灯台から真方位312° 680m付近 （概位 北緯33° 41.8′ 東経135° 19.3′）
インシデントの概要	プレジャーボートめぐともは、航行中、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年5月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート めぐとも、4.2トン 281-43258和歌山、個人所有 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力117.7kW、回転数毎分3,250、6気筒、ボア90mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、進水年月日不詳
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣り場に向けて約20ノットの対地速力で航行中、主機が停止した。</p> <p>船長は、主機の始動を試みたがセルモーターは回るものの始動しなかったため、自力での航行を諦めて118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視艇によりえい航されて出航地に戻った。</p> <p>機関整備会社は、本インシデント後に主機を点検したところ、カートリッジ式の燃料油フィルター（以下「本件フィルター」という。）がゴミ等で閉塞されて燃料油が供給されなくなっている状態を認め、本件フィルターを新替えし、主機が正常に始動することを確認した。</p> <p>本船は、船長が令和5年11月に中古で購入した後、ふだん航行している際に異状を感じていなかったため、本件フィルターの点検や交換を行っておらず、また、購入以前の本件フィルターの交換歴は不明であった。</p> <p>主機の取扱説明書には、少なくとも1年ごとに本件フィルターを交換することが記載されている。</p>
分析	本船は、航行中、船長が、購入以前の本件フィルターの交換歴が不明なまま購入後も点検整備を行っていなかったことから、本件フィル

	<p>ターがゴミ等で閉塞され、主機に燃料油が供給されず始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、令和5年11月に本船を中古で購入した後、ふだん航行している際に異状を感じていなかったことから、本件フィルターの点検整備を行っていなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、航行中、船長が同船を購入後本件フィルターの点検整備を行っていなかったため、本件フィルターがゴミ等で閉塞され、主機に燃料油が供給されず始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の船長は、燃料油フィルターを定期的に点検するとともに、取扱説明書に従い交換すること。また、船舶所有者の変更等に伴い、交換歴が不明な場合には、運転時間等にかかわらず交換してから運航に供することが望ましい。</li></ul>